

佐賀県DV総合対策センター 令和8年度(2026年度)事業計画

●開催時期等は、決定次第ホームページやチラシ等でお知らせします。

令和8年4月22日現在

〈研修事業〉

事業名	開催時期	開催地	回数	定員	対象	内容
DV関係機関相談員向け研修	第1回 4月21日(火) 第2回 5月22日(金) 第3回 7月29日(水) 第4回～5回 未定	佐賀市 (アバンセ)	5回	未定	DV被害者支援に携 わる相談員等	相談員等の支援スキル向上のため、事例検討や講義、 ワークショップ等による研修を実施します。
市町DV出張研修	年間	希望 市町	5回	—	市町の職員	DVに対する認識を深めてもらうため、市町の職員を 対象としDVの基礎や被害者支援についての講話を実 施します。
幼稚園・保育施設等の教育・保育 関係者向けDV等暴力予防教育人 材育成事業	年間	—	—	—	県内幼稚園及び保育 施設等の教育、保育 関係者	プライベートゾーンの大切さ、性暴力被害に遭ってし まった場合(嫌な気持ちになった場合)の対応等に 関する講話の方法等について、園児向けのDV等暴力 予防教育を実践する人材の育成を図ります。
学校現場におけるDV等暴力予防 教育人材育成事業	年間	—	—	—	県内の学校	良好な人間関係の構築や暴力(いじめ、デートDVや 性暴力等)の予防等、将来のDV等の暴力を未然に防 止するためのDV等暴力予防教育を実践する人材の育 成を図ります。

〈啓発事業〉

事業名	開催時期	開催地	回数等	対象	内容
大学生・専門学校生向け DV等暴力予防教育事業	年間	希望校	—	県内大学等の生徒・学生	交際間における暴力(デートDV)や性暴力の防止、 性犯罪に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に 防止するための講話を実施し、相談先等を記載した リーフレット等を配布します。また、看護や理美容等 を学ぶ専門学校生等に対し、DV被害者の早期発見や 相談・支援へのつなぎに関する予防教育を実施しま す。
デートDV等防止のための広報・ 啓発事業	年間	—	—	若年層	SNS等を活用し、デートDVや性暴力等の暴力を防止 のための広報・啓発を行います。
DV・性暴力防止啓発展示	11月	県内	—	県民	「女性に対する暴力をなくす運動」(期間 11月12～ 25日)がある11月に合わせ、DV防止啓発パネル等 の展示やパープル・ライトアップを実施します。
災害時の相談に関する支援 及び周知	年間	—	—	県民	災害時のDVや性被害等に関する相談支援について、 関係機関との連携強化及び相談窓口の周知方法につ いて検討します。

〈相談事業〉

事業名	開設日時	対象	内容
DV専用相談 ☎ 0952-23-3630	火曜・木曜～土曜 9時～18時 水曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～16時30分 (月曜は休みです。) (面談は予約制)	配偶者や交際相手からの暴 力等に関する悩みを抱えた 方(性別不問)	配偶者や交際相手からの暴力等に関する悩みにつ いて、電話や面談により相談員が相談に応じます。
女性のための総合相談 ☎ 0952-26-0018	火曜・木曜～土曜 9時～18時 水曜 9時～21時 日曜・祝日 9時～16時30分 (月曜は休みです。) (面談は予約制)	様々な悩みを抱えた女性	女性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な問題 について、電話や面談より女性の相談員が相談に応 じます。
女性のための法律相談	毎月 第1土曜、第3木曜 13時～16時(予約制)	様々な悩みを抱えた女性	DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱 える問題について、女性の弁護士が面談に応じ、相談 者の問題解決を支援します。
女性のためのこころの相談	毎月 第1木曜、第3土曜 14時～16時(予約制)	様々な悩みを抱えた女性	様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に 対して、女性の臨床心理士または公認心理師が面談に 応じ、相談者の心のケアを図ります。
女性のための市町出張相談	市町の要請に応じ随時	様々な悩みを抱えた女性 及び市町の相談員等	重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場 合に、市町の要請に応じて、女性総合相談員を派遣 し、住民からの相談に応じます。また、必要に応じて 市町の相談員等への助言等を行います。

〈相談事業〉

事業名	開設日時・時期	対象	内容
男性総合相談 ☎ 080-6426-3867	電話 毎週水曜日（祝日を除く） 19時～21時 面談 毎月第4土曜 14時～16時（予約制） ※面談の予約がない場合は 電話による相談に応じる。	様々な悩みを抱えた男性	男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性の臨床心理士または公認心理師が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図ります。
LGBTsに関する相談 ☎ 090-1926-8339	電話 毎月第2土曜、第4木曜 14時～16時	LGBTsに関する 悩みを抱えた方	LGBTsに関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図ります。
性暴力被害者支援事業 ・相談支援 ・医療支援 ・心理的支援 ☎ #8891（はやくワンストップ）	24時間 365日 (夜間休日はコールセンター対応)	県内在住の性暴力被害者 (急性期の医療支援については居住地、被害地に関わらず被害者を支援の対象とする)	性暴力救援センター・さが（さがmirai）で、性暴力被害者の相談に応じます。また、必要に応じて医療措置やカウンセリングを実施し、それに伴う費用を支援します。
DV被害者等への支援*	随時	県内在住のDV被害者等	DV被害者等への支援を行います。

*財団自主事業

〈その他事業〉

事業名	開催時期	回数	内容
佐賀県DV総合対策会議	第1回 5月29日（金） 第2回～3回 未定	3回	佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の予防教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、方針・方策を決定する会議です。
佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会	5月～10月	2回	「佐賀県DV防止被害者等支援基本計画（第5次計画）」の計画期間が令和8年度で終了することを受け、新たな基本計画を策定するに際し、基本計画に反映させるための専門的な調査研究を行うため、対策会議に佐賀県DV被害者支援基本計画策定部会を設置します。
性暴力被害者支援事業調整会	未定	1回	性暴力被害者支援事業の実施について、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするための会議です。
DV被害者支援市町連携会議	7月10日（金） 14日（火）、17日（金）	3回	市町や関係機関の連携強化と、DV対策のさらなる充実を図るための会議です。
県内DV被害者支援民間団体等の活動支援、講師派遣	随時	—	地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がりを支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行います。

○掲載内容の一部を変更する場合があります。各事業の募集時期や申込方法など、詳細は佐賀県DV総合対策センターへお問い合わせください。

○県民一般を対象とする講習や相談などでは、6カ月～就学前までのお子様の一時保育を行います。（事前申し込みが必要です。）

【お問い合わせ】

佐賀県DV総合対策センター（アバンセ内）

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11

TEL 0952-28-1492 ・ FAX 0952-20-5300 ・ E-mail dv@avance.or.jp ・ URL <https://www.avance.or.jp>



佐賀県DV総合対策センターの事業は、佐賀県からの委託*を受けて公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が実施します。*財団自主事業を除く

もし、性暴力被害にあってしまったら、一人で悩まずご相談ください。



性暴力救援センター・さが（さがmirai） ☎ #8891

はやくワンストップ

（全国共通番号）

